



島根県報

平成17年 5 月 2 日 (月)
号外 第 57 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成15年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成17年 5 月 2 日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	生 田 洋 一
同	谷 本 敏

平成15年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計及び特別会計</p> <p>(1) 地域振興部</p> <p>ア 契約方法が適当でないもの 執行予定額が50万円以上である複写機利用契約について、予定価格が設定されていなかった。 (益田総務事務所)</p>	<p>ア 今後はこのようなことがないように会計規則を遵守し適正な執行を行う。</p>
<p>イ 履行の検査が適当でないもの 県立高度情報化センター事業運営委託業務について、完了検査が行われていなかった。 (情報政策課)</p>	<p>イ 今後は完了検査を実施する。</p>
<p>(2) 健康福祉部</p> <p>ア 収入の調定事務が適当でないもの 石見高等看護学院宿舍棟の目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。(医療対策課)</p>	<p>ア 宿舍等の評価額算出の際、誤った基準価格を用いたためであり、今後はこのようなことがないように、正確な算定を心がけたい。過大な調定額については、今年度中に返還を行う予定である。</p>
<p>イ 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの 債権管理簿に記載すべき債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。 (医療対策課)</p>	<p>イ 指摘に従い、債権管理簿の作成を行った。今後は適正な帳簿管理を心がけたい。</p>
<p>ウ 支払事務が適当でないもの 研修会の講師に食料費で昼食が提供されていたが、講師に対する旅費の日当調整が行われず、支払額を誤っていた。(川本健康福祉センター)</p>	<p>ウ 母子保健推進研修会の昼食支給については、謝金及び費用弁償の執行伺いの決裁後に、研修会の円滑な実施のため、追加で計画されたものであり、費用弁償等の執行伺いと食糧費(昼食代)の執行伺いを別々に起案していた。さらに、旅費担当と需用費の担当者が異なっており、執行伺、支出命令の際に二重支給についてのチェックを怠ったため、旅費の調整が適正に行われなかったものである。 二重支給となった昼食代については、日当調整分(1,100円×2)2,200円を過年度収入として処理する。</p>
<p>エ 契約方法が適当でないもの 研修事業委託等について、会計規則第66条の2の規定により予定価格調書が省略できないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。 (高齢者福祉課)</p>	<p>エ 今後は、適切に予定価格を定め、予算執行の適正化を図っていく。</p>
<p>オ 契約事務が適当でないもの 総合相談生活支援センターの防音工事について、建設業法第19条により契約書の省略ができないにもかかわらず、契約書を省略し請書を徴していた。 (障害者福祉課)</p>	<p>オ 今後は、適切な事務の遂行に努める。</p>

<p>(3) 農林水産部</p> <p>収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>島根県水産業改良普及員資格試験の受験料については明らかに手数料であるにもかかわらず、手数料条 例で規定せずに「島根県水産業改良普及員資格試験実 施要領」を制定して徴収していた。 (水産課)</p>	<p>指摘のあった受験料は、資格試験に要する経費につ いて「島根県水産業改良普及員資格試験実施要領」に 規定して受験者に負担を求めたものである。</p> <p>水産業改良普及員資格試験については、水産業改良 普及制度の見直しにより平成17年度から水産業普及指 導員資格試験として国に一元化して実施されることか ら、「島根県水産業改良普及員資格試験実施要領」を 廃止し、資格試験は行わない。</p>
<p>(4) 商工労働部</p> <p>ア 支払事務が適当でないもの</p> <p>夕食代が県費で支出された会議等に係る負担金支 出について、旅費との調整が行われず、支出額を 誤っていた。 (産業振興課)(企業立地課)</p>	<p>ア 該当者に対して、平成16年 7 月14日付けで旅費調 整額の返還について通知し、7 月16日に収納した。 (産業振興課)</p> <p>該当者に対して、平成17年 1 月31日付けで旅費調 整額の返還について通知し、1 月31日に収納した。 (企業立地課)</p>
<p>イ 契約事務が適当でないもの</p> <p>(ア) 宍道湖ふれあいパーク遊歩道修繕工事につい て、建設業法第19条により契約書の省略ができな いにもかかわらず、契約書を省略し請書を徴し ていた。 (観光振興課)</p>	<p>イ</p> <p>(ア) 建設工事の契約に関する規定の認識不足によ り、通常(建設工事以外)の契約と同様の処理を 行い、不適切な契約となった。今後は、関係規定 に基づいた適切な契約事務に努める。</p>
<p>(イ) ㈱鉄道会館の賃貸借契約で、解約手続が遅延し たために違約金が発生した。 (しまねブランド推進室)</p>	<p>(イ) 当契約事務は、にほんばし島根館の整備に伴う ものであるが、この整備を行うか否かについて は、県の財政状況等を踏まえ慎重に検討された上 で決定されたため、契約書上の解約手続きの期限 を経過し、違約金が発生したものである。</p> <p>今後は、こうした事例が発生しないように、手 続き等の期限を明示しながら協議等を進めるよう 努める。</p>
<p>(5) 教育委員会</p> <p>ア 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>(ア) 施設の使用料(宿泊)収入について、調定額の 誤りがあった。 (青少年の家)</p> <p>(イ) 行政財産目的外使用許可(雨天練習場、弓道場 部室)に伴う経費負担(電気料、水道料)が収入 されていなかった。 (出雲工業高校)</p> <p>(ウ) 行政財産目的外使用許可(公衆電話機の設置) に伴う経費負担(電気料等)が収入されていな かった。 (松江緑が丘養護学校)</p> <p>イ 補助金等交付事務が適当でないもの</p> <p>県単独補助金について、補助金交付要綱が作成さ</p>	<p>ア</p> <p>(ア) 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に 努める。</p> <p>(イ) 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に 努める。</p> <p>(ウ) 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に 努める。</p> <p>イ 今後は補助金交付要綱を作成し、適切な処理に努 める。</p>

<p>れていなかった。 (高校教育課)</p>	
<p>ウ 契約方法が適当でないもの (ア) スクールバス運転業務委託契約で、入札参加資格を定めずに指名競争入札を行っていた。 (松江ろう学校)</p>	<p>ウ (ア) 今後は必要な入札参加資格等を定め、適切な処理に努める。</p>
<p>(イ) 学校給食の業務委託契約(単価契約)について、予定価格が設定されていなかった。 (松江工業高校)</p>	<p>(イ) 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>(ウ) 施設用地の賃貸借契約について、前回監査で是正を指示されたにもかかわらず、予定価格の設定に係る積算、設計書が作成されていなかった。 (浜田水産高校)</p>	<p>(ウ) 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>エ 物品の管理が適当でないもの 借用物品の物品整理票が備えられていなかった。 (益田教育事務所)</p>	<p>エ 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>オ 権限の行使が適当でないもの 施設の維持管理等に係る一件2千万円未満の各種業務委託契約については、教育長の権限を委任する規程第3条の規定により校長へ委任され、その決定は校長の専決事項とされているにもかかわらず、事務長が決裁していた。 (大田高等学校)</p>	<p>オ 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>(6) 公安委員会 財産使用許可が適当でないもの 国の地方機関に対する行政財産の使用許可に際して、地方財政法第24条及び地方財政再建特別措置法第24条第2項の規定による手続なしに使用料が免除されていた。 (浦郷警察署)</p>	<p>使用を許可している国の地方機関に対し、有償への変更に関しての協議を行っているが、未だ回答が得られていないことから引き続き有償に向けた交渉を進めている。 なお、既使用許可は、平成18年3月31日であり、この期限までに協議が成立しない場合は、新たな使用許可はしないこととしている。</p>
<p>2 企業会計</p>	
<p>(1) 中央病院 ア 権限の行使が適当でないもの 予算の流用及び出雲医師会施設諸会費等の支出伺いについて、事務決裁規程により事務局長が決裁すべきところ、課長が決裁していた。</p>	<p>ア 予算の流用及び出雲医師会施設諸会費等の支出伺いについては、島根県立中央病院事務決裁規程に違背して決裁権限のない者が決裁していた。 今後は、このようなことのないよう決裁区分に沿った適正な事務処理に努める。</p>
<p>イ 契約方法及び契約事務が適当でないもの ケーブルビジョン利用契約について、省略根拠がないにもかかわらず、予定価格が設定されず、また、契約書が作成されていなかった。</p>	<p>イ 出雲ケーブルビジョン利用契約については、予定金額が50万円を超えているにもかかわらず、予定価格の設定に係る積算、設計書を作成せず見積書徴取により契約を行っていた。 今後は、このようなことがないように、契約の締結</p>

	に当たっては島根県会計規則に則り適正な事務処理に努める。
(2) 湖陵病院 ア 契約方法が適当でないもの 臨床検査委託契約について、予定価格の設定に係る積算、設計書が作成されていなかった。	ア 平成16年度においては、取引の実例価格等を考慮して算定根拠等の設定を行い、予定価格の設定に係る積算、設計書を作成した上で契約を行った。 今後は、島根県病院事業財務規則で準用する島根県会計規則第62条の規定に基づき予定価格の設定について適正に行う。
イ 財産の使用許可が適当でないもの 病院の浄化槽が、島根県社会福祉事業団が運営する「光風園」の汚水処理のために使用されているが、行政財産の使用許可手続きがされていなかった。	イ 当病院の浄化槽は、以前から光風園と共同で使用しているが、平成15年度から光風園が社会福祉法人島根県社会福祉事業団に移管された時点で、行政財産の使用許可手続きをしていなかったものである。 今後は、行政財産の使用許可手続きを適正に行う。

平成15年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
I 一般会計及び特別会計に係る重点監査事項	
1 犯罪捜査協力報償費	(警察本部)
<p>(1) 捜査報償費の資金前渡の方法の見直しについて</p> <p>署長等に対する資金交付の方法について、予算の配当替え及び令達の方法に改め、各課及び各署において、債権者への支払いに基づいて、毎月精算の上、精算票をそれぞれの出納機関に送付するように見直されたい。</p> <p>なお、予算配当替え及び令達に当たっては、捜査の状況に応じて柔軟に対応できるよう、調整財源として予算の一部を保留の上、一括又は四半期ごとに行うなど効率化を図られたい。</p>	<p>(1) 予算配賦は四半期毎の令達の方法に改め、柔軟な対応と効率化を図るとともに、精算は毎月行うこととする。</p>
<p>(2) 協力者等に対する謝礼のあり方について</p> <p>ア 品物の代金については、原則として、購入先からの請求により出納機関を通して支払われたい。</p> <p>なお、例外的に捜査員が現金で購入する場合は、適正な領収書を徴することを厳守されたい。</p>	<p>(2)</p> <p>ア 当該経費は、通常の支払手続きを経ては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費であることから、当該経費の趣旨を踏まえて、これまでどおりの取扱いとする。</p> <p>なお、執行に当たっては領収書等を徴することを原則とする。</p>
<p>イ 会食に係る経費については、捜査員分も公費負担とし、執行の上限額の基準を定められたい。</p>	<p>イ 会食に係る経費は捜査員分も公費負担とし、執行に際しては、原則 1 人当たり 1 万円を上限とする。ただし、特別の事情があり上限額を超える場合は、取扱責任者の承認を得た上で執行するものとする。</p>
<p>ウ 現金については、各課及び各署で統一的な対応ができるように交付可能な事態やその交付額の基準を検討されたい。</p>	<p>ウ 情報提供謝礼額は、相手の立場、地位、貢献度、情報の内容、確度、必要性等により様々であり、一律に基準を定めることは困難であることから、今後とも取扱者が慎重に判断し、執行するものとする。</p>
<p>(3) 激励慰労費について</p> <p>激励慰労費の県費での支出はやめられたい。</p>	<p>(3) 激励慰労費については原則執行しないこととする。</p> <p>ただし、昼夜を分かつず、かつ長期に渡る捜査に従事した殺人事件や人質立て籠もり事件等で、真に執行の必要があり、県民の理解が得られると考えられる場合には、県関係機関と協議の上、執行を検討することとする。</p>
<p>(4) 夜間捜査等における補食、私物の携帯電話使用のあり方について</p> <p>ア 補食については、県費での支給はやめられたい。</p>	<p>(4)</p> <p>ア 現場の捜査員は日々発生する様々な事件事故等に昼夜の別なく対応しており、殊に深夜、早朝に及ぶ事案で現場臨場した捜査員は、その対応が長時間にわたれば当然に気力・体力は衰え、捜査に支障を来す事態も考えられる。</p>

	<p>こうした実情を踏まえて、執行時の条件を早朝、深夜等における捜査活動時に限定するとともに、執行額についてもパンや牛乳等 1 食当たり500円程度を上限とし、執行することとする。</p>
<p>イ 私物の携帯電話を捜査上で使用することについては、緊急やむを得ないと認められる場合に限り県費負担とされたい。</p>	<p>イ 私有の携帯電話は、捜査等で必要かつ緊急やむを得ない場合に使用することとする。</p>
<p>(5) 内部牽制機能の強化について 捜査報償費の執行については、逐次改善されてきているが、依然として、一部の関係者のみしか関与できないものとなっている。こうした扱いが、将来他道府県で見られた不適切な執行の要因ともなりかねないので、今後は出納機関による厳正な審査や警察内部の会計事務の指導の徹底等、牽制機能の強化を図られたい。</p>	<p>(5) 県警察の内部監査については、平成16年 4 月 9 日付で「島根県警察が行う会計の監査に関する訓令」を定め、同年 4 月21日には会計課監査室の増員を行うなど監査体制の強化を図るとともに、予算の交付も令達による方法に改め、牽制機能を強化することとする。 また、巡回教養をはじめ、あらゆる機会を捉えて教養を実施したところであり、今後とも捜査報償費等の適正かつ効果的な執行を確保するため、反復した指導教養を行うこととしている。</p>
<p>2 物品の処分等 (1) 管理換について 平成15年度に行われた管理換は、表 - 2 のとおりであったが管理換相手先が他部局の比率は49.3%であり、平成11年度定期監査時に比べて17.0ポイント増加していた。 しかし、全庁 LAN に、平成12年度末から県の組織全体で備品の一層の有効活用を図るために備品に関する最新情報が掲載できるシステムが導入されたが、このシステムを利用した管理換は管理換総数の314点の13.8%に留まっていた。 機関によっては、管理換に際してこのシステムを未だ全く利用していないところもあることから、一層制度を周知、徹底し備品の有効活用を図られたい。 なお、県で再利用しない備品については、市町村等においても活用できるよう、その方策を検討されたい。</p>	<p>(出納局) (1) 全庁 LAN の利用については、研修等でお一層制度の周知、徹底を図るとともに、現在利用している全庁 LAN に内容の検索、カテゴリー別掲示、写真の掲示ができる等運用方法に更なる工夫を加え、全庁 LAN の利用を促進し、物品の有効活用を図りたい。 なお、県で再利用しない備品については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（昭和39年条例第41号）を基本に、市町村等でより有効活用が図られるよう検討したい。</p>
<p>(2) 売却・譲与・廃棄について 管理換を除く処分の合計点数は1,417点であった。このうち、売却・譲与を行ったものは合計61点の4.3%に留まっており、残りは活用策を検討しないまま廃棄されていた。 各機関においても不用と判断した場合も安易に廃棄を行わず、管理換、売却、譲与による活用を必ず検討し、その検討経過を「不用品決定・処分調書」に記載するとともに、出納機関においては厳正な審査を行わ</p>	<p>(2) 不用と判断した検討経過や理由等を「不用品決定・処分調書」へ記載することについては、会計事務職員研修で周知、徹底を図るとともに、出納員研修では、記載事項について厳正な審査を行うよう指導する。 公用車については、現在見直し作業を実施しており、譲与、売却について財政課及び人事課とも協議の上、対応方針を決定する予定である。</p>

りたい。

特に自動車については安易に廃棄せず、売却等の処分を行うよう努められたい。

また、パソコンについては、情報政策課が示している更新基準(6年)以前に廃棄されたものが95点、22.6%(表-3)もあるので周知徹底を図るとともに、物品管理者においては的確な管理に努められたい。

(3) 物品管理事務の軽減・効率化について

平成12年度会計監査において、物品管理事務について管理の適正化及び事務処理の合理化を図る観点から、電算処理の導入を意見として述べたところであるが、その後の財政事情により、開発に要する費用負担が困難であるとして実施されていない。

このため、当面は物品管理事務の軽減・効率化を図る観点から、現在、備品ごとに個別票を作成している物品整理票は、重要物品を除いてパソコンにデータ処理管理に移行することを検討されたい。

(3) 現在、備品ごとに個別票を作成している物品整理票は、重要物品を除いてパソコンによるデータ処理管理に移行することを検討したい。

II 一般会計及び特別会計(重点監査事項以外)

1 各種協議会等の委員などに就任している教育職員に対する謝金について

県が設置している各種協議会等の委員などに県職員が就任している場合、行政職員には謝金が支払われていないが、県立学校教育職員に対しては謝金が支払われているものがある。

勤務時間内に開催される協議会等については、県立学校(大学、短大を含む。)の常勤の教育職員である委員などに対する謝金は廃止されたい。

(人事課)

各所属に謝金の廃止について、通知することとしている。

2 施設設備等の保守管理業務委託に係る積算基準及び入札参加資格等について

適切な契約を行うために次の各事項について、検討されたい。

(1) 清掃業務委託設計等マニュアルの周知徹底について
平成11年度末に作成された「庁舎の清掃業務委託設計等マニュアル」について、各部局の中には当該マニュアルが十分活用されていない事例が見受けられる。

については、各部局において、清掃業務委託が適切になされるように、標準的な設計・積算の研修を行うなどマニュアルの周知徹底を図ること。

(2) 庁舎管理業務委託に係る設計・積算基準の作成について

(管財課)

(1) チームウェア上の掲示板(「全庁」-「お知らせ(管財課)」)に「清掃業務積算マニュアル」として掲示し、周知を図っているところである。また、出納局主催の会計関係事務研修会等の場を借りて、周知を図りたいと考えている。

(2) 平成15年度作成の「保全業務積算の手引き」は、県庁舎を例にした設計・積算基準であるが、基本的な考

庁舎関係の施設設備等の保守管理業務委託について、各部局においては適切な設計・積算基準がないため、安易に業者見積により特定業者と随意契約している事例が多く見受けられる。

平成15年度に、県庁舎に係る設備・機器の保守管理業務委託について、設計・積算のための基準である「保全業務積算の手引き」が作成されたところであるが、県庁舎以外にも適用できるようにその改訂を行うこと。

(3) 庁舎管理業務委託契約に係る競争入札参加資格の定めについて

庁舎管理業務のうち、清掃、機械警備等の5つの業務分野については、委託に係る競争入札参加資格を定めて入札されているが、それ以外の分野の庁舎管理業務委託では、入札参加資格の定めがないままに指名競争入札したり、安易に特定業者と随意契約している事例が多く見受けられる。

については、「保全業務積算の手引き」に記載されている各庁舎管理業務分野のうち、特に委託契約事例の多いものから、適宜、競争入札参加資格を定めること。

え方は他の庁舎にも適用できると考えている。また、チームウエア上の掲示板（「全庁」 - 「お知らせ（管財課）」）に「保全業務の手引き」を掲示しており、活用してもらうよう便宜を図っている。

(3) 庁舎管理業務に係る委託契約については、委託契約事例の多いものから、適宜、競争入札参加資格を定めることを検討したい。

ただし、清掃、機械警備等の5つの業務分野についての資格審査を行ったばかりである（資格有効期間平成17年1月1日～平成18年12月31日）こと、現在の資格審査要綱の改訂も必要であり、この周知期間を要すること等を考慮し、次回の資格審査に併せて定めることが適当であると考えている。

3 職員課・福利課の組織・業務のあり方について

職員課の所掌事務の主要なものは、職員の福利厚生、労働安全衛生、恩給、地方職員共済組合、職員互助会等に関する事柄である。

しかし、事業や業務の多くは共済組合や互助会等へ委託しており、直接執行業務は、恩給、公務災害補償、東京宿泊施設管理基金の管理および職員会館の管理運営等である。

また、共済組合や互助会職員の一部は職員課職員が兼務しており、会計執行上からも不自然な体制となっている。

については、人事課との統合も視野に入れ、共済組合、互助会との関係や事務局兼務のあり方など所掌事務全体の見直しを検討されたい。

福利課についても、職員課と業務執行の方法に多少の違いが見られるが、基本的にはその組織・業務の形態は同様であり、これについても見直しを検討されたい。

(人事課)

所掌事務見直しの中で、職員課との統合についても検討していきたい。

(職員課)

組織・業務の在り方について、協議・検討していきたい。

(教育庁総務課、福利課)

福利課では、教職員の健康管理や教職員住宅の管理、労働安全衛生等の業務を担当するとともに、公立学校共済組合及び教職員互助会と連携して教職員の福利厚生の充実に取り組んでいるが、組織や業務の形態については、共済組合や互助会を含めた、今後の福利厚生のあり方を検討する中で、関係課等と協議していく考えである。

4 産業廃棄物公共関与最終処分場の整備について

公共関与の最終処分場については、廃棄物処理法の規定に基づき県内では松江地域、出雲地域、浜田・益田地域の3か所で整備される計画である。このうち出雲地域

(廃棄物対策課)

出雲処分場の後継施設の整備については、今後の産業廃棄物減量化の動向を踏まえ、県内産業廃棄物の排出量、処理状況及び地域的な施設需要等を検証した上で、

は既に平成14年 4 月に開業しており、その受け入れ廃棄物は全県を対象としている。

今後、残りの 2 施設の整備が具体的な日程に上がってくるところであるが、その整備に当たっては、リサイクル法施行後の廃棄物の状況及び 3 つの施設のバランスに配慮し、的確な需要予測をたてて事業の推進に当たりたい。

また、その際、施設の経済的、効率的な管理運営を図る上から(社)島根県産業廃棄物協会との連携強化に努められたい。

島根県環境管理センター事業として、適切な場所、時期に適切な規模のものを整備できるよう関係市町村等との調整を図っていく。

島根県環境管理センターの管理運営については、経営の専門家や民間企業などから経営ノウハウの助言をいただきながら、安定経営に努めていく。

5 児童相談所の体制整備について

県内における児童虐待件数は、近年急激に増加するとともに、死亡事件も発生するなど内容面においても深刻な状況となっている。

現在、県内 4 か所の児童相談所においては、12名の児童福祉司と11名の心理判定員が相談等の業務に従事しているが、増加する事案に対応するには限界を超えていると考えられる。

については、相談業務に携わる職員の専門職としての制度化と人員体制強化を図られたい。

(青少年家庭課)

現在、相談を担当するケースワーカーとして11名を配置し、そのうち法令の定める資格を有する 9 人に対して、児童福祉司としての発令をしている。

ケースワーカーには、職務の重要性に鑑み、一般行政職員のなかから相談業務経験のある者や、児童福祉に熱意のある者などを配置し、また、心理判定員には、従来から心理職採用者などを配置し、適切に業務を実施できるように配慮している。近年の児童虐待相談の急増、児童相談の複雑・困難化により、これらの職員の専門性の向上は早急に取り組むべき課題であるので、職場内研修の充実や、外部専門研修への派遣を行うこととしている。

また、ケースワーカーが担当する相談ケース数が、1人あたり100件を越えており、必ずしも十分な対応ができていない状況にあるので、平成17年度から、人員体制強化のため、ケースワーカーを大幅に増員することを予定している。

6 生産物売払収入の取扱について

試験研究機関などや県立学校における試験研究や実習により生じた生産物について、市場に出荷しないものを売却し、その代金を県の収入としているが、売却単価の積算根拠が不明確であるもの、任意の団体等を介して売却しており実際の売却先と異なっているもの、売却代金が一時、団体で滞留しているものがある。

については、実勢価格を参考とするなど売却単価の積算根拠の明確化を図るとともに、売却から代金の回収までの事務処理の明確化、透明性の確保を図られたい。

(地域政策課、農林水産総務課)

任意の団体等を介しての売却について、中海干拓営農センターについては平成16年10月から、農業大学校については平成16年 4 月から、その他の所属については平成15年度までに職員が直接売却する方式に変更しており、現在は任意の団体等を介しての売却は行っていない。

今後は、各試験研究機関等で生産される生産物の売却単価の決定方法については、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、積算根拠については、価格決定伺に明記することとし、価格決定に至る事務処理についての明確化を図る。

記

生産物の販売先は市場への出荷を基本とし、市場出荷

が困難なものの販売単価は山陰中央新報又は日本農業新聞に掲載されている市場価格（高値）を参考に、売却する生産物の品質（上物・下物）を勘案し、次の補正率を乗じたものを基本単価とする。（同一品目が無い場合は類似品目を参考とする）

補正率 上物...市場価格（高値）の100%
下物...市場価格（高値）の75%

【上物・下物の判断基準】

上物...新鮮であり（集荷したものを当日又は翌日出荷）かつ変色・変形が無く、市場価格（高値）と同程度のもの

下物...新鮮さにやや欠けるが（集荷したものを翌日以降に出荷）変色・変形が無く、市場価格（安値）と同程度のもの

変形や変色があり、市場の出荷基準に満たない生産物の補正率は各所属において決定する。

各所属ごとに立地条件（平坦部又は中山間部）及び売却可能な販売先の数に差があり、売却可能な生産物を限られた人手の中で少しでも多く売却するためには、上記基本単価に各所属の状況を加味した額を販売単価とし、生産物売払収入を確保することとする。

単価については、市場価格及び小売価格の動向を確認することとし、必要に応じて単価変更を行う。

（高校教育課）

実習会計については、「県立学校の実習会計に係る事務取扱要領」を策定し、平成15年度から運用しているところである。

売却単価については、実習会計上、早期で確実な資金回収が求められ、市況や近隣の小売価格を参考に値頃感のある価格設定が必要と考えており、今後、製造原価、ロス率、その他販売管理費等、価格設定の積算根拠を明確にするよう、あらためて各実習会計を持つ高校に対して指導をすることとする。

また、生産物の販売については、あくまでも授業の一環と位置付け、販売には各担当教員または実習助手が生徒とともに立ち会い、販売実習を行うことを原則としており、各高校で開催する農業祭や水産祭（文化祭等）で教育の一環として販売している。しかし、希に市町村、民間団体（地域催事の実行委員会）から催事等で生産物を販売したいとの要望があることは事実である。生産物販売代金の管理については、今後はあらかじめ販売者、販売期間、販売方法、販売単価、予定小売単価、販売数

	<p>量、支払時期等を明確にするなど事務処理の明確化、適正化に努めていくこととする。</p>
<p>7 島根県物産観光館の管理運営について</p> <p>島根県物産観光館は、観光の振興及び物産の展示等を行うために設置された地方機関であるが、現在、館長等県職員は配置されていない。</p> <p>一方、県は、(社)島根県物産協会に対し物産観光館における物産の展示・斡旋及び観光案内を全面的に業務委託しているが、管理運営については委託していないにもかかわらず、実態的には当協会が管理運営を担っている状況にある。</p> <p>については、県と協会との役割分担を明確化するとともに、行政機関である物産観光館の適切な管理運営のあり方について検討されたい。</p>	<p>(しまねブランド推進室)</p> <p>次年度の契約に当たっては、実態に則して、物産観光館の管理運営業務を併せて委託し、県と物産協会との役割分担を明確にする。</p>
<p>8 九州事務所の活用について</p> <p>九州事務所は、九州各県への本県の窓口として農産物の流通促進、観光振興、企業誘致、定住促進、県人会等への対応調整・企画運営など広範な業務に当たっているところである。</p> <p>今後、特に観光分野においてその業務を充実し、100万都市である北九州市及び福岡市はもとより、当地域の交流が深くなっている東アジア地域をも視野にいれた本県の観光振興が図られるようその活動を充実・強化されたい。</p>	<p>(商工政策課)</p> <p>県外からの観光入込客数に占める九州地区の割合は、平成15年度は4.3%であり、同地区からの観光入込客数は年々減少している状況にあるが、北九州市及び福岡市は、人口規模及び本県とりわけ県西部地域に距離的に近いことから、本県の観光振興にとって重要な地域の一つである。</p> <p>このため、九州事務所、観光振興課、島根県観光連盟が連携し、「九州地区観光情報発信事業」として、県西部を中心とした旅行商品の造成や「R博多駅における観光キャラバンを実施しているほか、島根県観光連盟の「団体バス誘致事業」に協力して取り組んでいるところである。</p> <p>また、福岡地区は、台湾・中国・韓国などアジアからの旅行者が多いことから、観光振興課、島根県観光連盟においてそのような外国人旅行者を視野に入れた誘客事業を行う場合、九州事務所を通じて情報収集などの業務を行っていくこととしている。</p>
<p>9 建設産業対策について</p> <p>公共事業削減に伴う建設産業対策については、建設業者等の経営基盤強化、経営合理化、新分野進出支援を柱に取り組んでいるところである。</p> <p>とりわけ新分野進出については、市場可能性調査・研究への助成や新分野進出実践セミナーを実践するなど支援を行っている。</p> <p>しかし、関係者が新分野進出の実行段階に入るとき、例えば制度融資の制度上の限界や本県農業振興計画の指定振興作目上の限界等で困難を来たす事例が見られる。</p>	<p>(健康福祉総務課)</p> <p>島根県としては産業の振興に力を注いでいるが、本県の雇用・失業情勢は有効求人倍率が低水準で推移し人員整理が進み、厳しい雇用状況が続いている。</p> <p>このため、雇用機会を確保し生活の安定を図るため、国との連携により即効性のある雇用創出対策や円滑な労働移動を促進する措置を福祉医療施策の面から下記のとおり講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等の整備促進 <p>福祉、医療サービスの需要増に対応し、高齢者福祉施</p>

今後、更なる公共事業の削減が予定されている中、商工労働部、農林水産部、健康福祉部、土木部がより一層連携を深め、総合的な建設産業の支援体制を構築されたい。

設、児童福祉施設、障害者福祉施設、医療施設の整備を重点的に支援し、建設需要を直接喚起するとともに、福祉・医療関係職員の雇用の場を確保する。

・特別保育等の実施

延長保育や休日保育等の特別保育実施保育所等の増加促進による保育士の雇用、放課後児童クラブ実施箇所の増加促進による指導員の雇用、子育てショートステイの実施による保育士の雇用、乳幼児健康支援一時預かり事業実施箇所の増加による看護師等の雇用を増やす。

・離職者支援資金貸付事業

失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付けることにより失業者世帯の自立を支援する。

(農林水産総務課)

参入する場合の融資制度の限界について

企業が農業法人を設立し、認定農業者としての認定を市町村長から受けた場合は、既存の農業制度資金が利用できるようになっており、特に支障はないと考えている。企業が認定農業者以外の場合は、既存の農業制度資金での対応に困難な場合が生じると考えられることから、平成15年度より、県単独の「企業参入促進資金」を創設し、参入に対する支援を行っている。

指定振興作物上の限界について

平成15年度から実施している「企業参入促進モデル事業」では、県や圏域で定めている“振興作物”での新規参入の場合に限り機械・施設等に対して補助している。

これは、県や圏域をあげて特定の作目の生産振興を図るという観点から行っているものであり、一般の農業者を対象にしている「がんばる島根農林総合事業」でも同じ取り扱いをしている。

また、振興作物以外での参入の場合は、「企業参入促進資金」による支援(融資)を行っている。

なお、平成17年度からは、「新農業農村活性化プラン」の見直しに併せ、これまでの“振興作物”に限定した支援を見直し、農業参入される作物を補助対象とすることにしている。

今後、関係部局と連携を図り、総合的な建設産業の支援体制を構築してまいりたい。

(商工政策課)

公共事業削減に伴う建設産業対策については「当面の雇用対策及び建設産業対策」を策定し、平成15年度より重点的政策課題として全庁的な取り組みを行なってい

る。

とりわけ、建設産業の新分野進出に対しては、商工労働部としては、産業振興財団や商工会議所・商工会等において、金融面や支援制度活用等の各種相談や、中小企業が経営革新（新たな取り組みによる経営の向上）を目指して行う消費者ニーズにあった新商品の開発等に対して必要な経費の一部を助成する建設産業経営革新支援事業等により積極的に支援を行ってきている。

商工労働部としては、建設産業の新分野進出をより円滑に且つ効果的に進めるために、引き続き土木部、農林水産部等との連携を密にしながら関連施策の推進を図るとともに、新分野進出の意欲を持つ企業に対して外部専門家を派遣して支援するほか、特に土木部と共同して今後、建設産業の構造改善に向けて、企業の経営相談及び経営支援、新分野進出支援等が行なえるよう「総合相談体制」を構築する考えである。

(土木総務課)

公共事業削減に伴う建設産業対策は平成15年度より重点的政策課題として全庁的な取り組みを行なっている。

とりわけ、建設産業の新分野進出に対しては、土木部では進出にあたって特に関心の高い分野（環境・リサイクル、リニューアル・リフォーム、農業、介護・福祉サービス）ごとに実践的情報を提供するセミナーの開催や初期の市場調査や研究、試作への助成等を行なっているが、進出分野にあっては、たとえば農業分野における農地取得に対する制度的な規制や融資上の制限等、少なからず実行にあたっての支障となるものもある。

土木部としては、建設産業の新分野進出をより円滑に且つ効果的に進めるために、引き続き商工労働部、農林水産部、健康福祉部及び関係機関との連携を密に行なうとともに、今後、建設産業の構造改善にむけて、企業の経営相談及び経営支援、新分野進出支援等が行なえるよう「総合相談体制」を構築する考えである。

10 C A L S / E C 事業（公共事業支援統合情報システム）について

本事業については、現下の財政状況のもと費用対効果や運用経費の縮減を再検討する必要が生じ、早期のシステム導入が困難であるとされ、平成20年代前半の運用を目指すこととされたところである。

しかし、この事業は、もともと建設事業にとどまらず本県の物品調達業務全般へも拡張できる可能性を備えている。

(技術管理室、出納局)

単にシステム開発を行うのではなく、物品調達業務との連携や入札執行機関の再編成等、関連する組織や制度についても併せてよく検討し、よりよいシステムの構築を目指したい。

また電子入札は市町村との共同利用によりさらに効果を発揮するため、合併による体制が明確化する平成17年度以降、全市町村の共同利用を促し、併せてシステム開発費の削減を図りたい。

今回、システム導入が延期されたことを契機とし、出納局と連携のうえ建設事業、物品調達業務双方に通じる電子入札電子納品制度の確立を図られたい。

なお、CALS/EC事業の適用範囲を拡大するため、随意契約の在り方を検討されたい。

なお、随意契約の在り方については、CALS/ECにかかる課題だけでなく、入札制度全体の見直しの中で、検討を進めていく。

11 証紙取扱手数料の縮減について

島根県収入証紙の売りさばき人が県から証紙を買い受けるときに、県は、当該証紙の額面金額の3.15%に相当する金額を取扱手数料として売りさばき人に交付しており、平成15年度には約4,200万円を交付している。

については、厳しい県の財政状況の中、証紙取扱手数料の縮減を図るため、特に証紙収入の大半を占める運転免許関係手数料について現金直納による収入方法を検討されたい。

(出納局)

証紙による収入の方法により徴収する歳入は、島根県収入証紙条例第2条に基づき島根県収入証紙条例施行規則第2条別表第1に定める使用料及び手数料並びに県税であり、その決定にあたっての判断基準は、納付額が確定しており、納付後返納が生じないこと。申請等の手続きが納付と一体となっていること。1件あたりの手数料等の額が極端に高くないこと。件数が極端に少ないこと。特定の者による収入でないこと。県民の利便性があることの6点である。

この制度は、納入義務者が売りさばき人から現金で購入した証紙により手数料等を徴収する制度であり、県としては証紙の売りさばき手数料の支払いが生じるものの、分任出納員等の人員配置の必要がないこと、確実に収入できること、現金納付手続(現金の領収、保管、払込)の省略による事務量の軽減や現金取扱による危険を防止することにつながるなどから、経済的、効率的かつ安全な制度である。

運転免許関係手数料は、この判断基準にすべて合致するものとして、「証紙による収入の方法により徴収する手数料」として認めたものであり、平成15年度の納付実績は3収入科目(細分約100種)で25万6千件余であった。

運転免許関係手数料の収入方法の変更については、「警察に関する手数料条例」を所管する警察本部において、現金直納とした場合の経費縮減効果、県民の利便性、現金取扱に伴う安全性の確保等について考慮の上検討されるよう依頼しており、出納局としては、その検討結果に基づいて警察本部と合議の上取扱を決定したい。
(警察本部)

運転免許に関する手数料の収入科目は試験手数料、免許証交付手数料、免許証更新手数料及び行政処分等講習手数料など約100種類に細分され、取扱件数は年間およそ25万件の手数料の徴収を取り扱っている。

平成15年度中における運転免許関係手数料は約5億9,000万円で、うち83%に当たる約4億9,000万円が東・西部運転免許センターで収入され、また、同施設の使用

許可を受けている証紙売りさばき人による証紙取扱総額は、同センター取扱額の約67%に相当する約 3 億2,700 万円で、その取扱手数料は約1,000万円の状況にある。

免許センター窓口では、平成15年度中に東部センター約 7 万人、西部センター約 2 万人の来訪者がある。特に午前 8 時30分から 9 時30分及び午後 1 時から 2 時までの受付時間帯には最大ピーク時で東部約380人、西部約130人の来訪者があり混雑を極めている現状にある。

これを現金直納方式に改めることは、

領収書の作成・交付などこれまで以上に事務が増え、免許行政事務が煩雑となるとともに処理時間の増加が避けられず、県民へのサービスの低下につながる

こと。
また、多種類に細分された膨大な手数料を、間違いなく受領、保管することは困難を極める作業であり、事務の合理化、正確性、确实性の観点から問題がある

こと。
同一窓口における徴収方法が、運転免許関係手数料の現金と警察証明手数料の証紙による二通りとなるなど、県民への利便性を損なうこと。

現在、証紙売りさばき人の窓口要員は10名が配置されているが、これを意見の方法に改めるとすれば、嘱託職員の勤務日数の観点から増員配置が避けられず、これに要する経費は証紙売りさばき人に対する手数料額を大きく上回ることが明らかであること。

免許センター以外の17警察署窓口における運転免許関係手数料に係る取扱手数料相当額は、315万円と少額（総取扱額は、約 3 億3,000万円、うち、運転免許関係手数料は、約30%に当たる約 1 億円）であり、また、その他の警察手数料に係る徴収方法が証紙であることなどから、経済性及び県民への利便性等を考慮すれば現金直納方式は馴染まないこと。

などの問題があり、証紙による手数料徴収の方法を引き続いて行うこととしたい。

12 収入未済額の縮減について

平成15年度末の収入未済額は、総額22億7,536万円余となっており、そのうち多額であるものは、加算金を含め県税12億8614万円余、中小企業近代化資金貸付金 5 億4,654万円余、母子・寡婦福祉資金貸付金 1 億6,915万円余である。

現在の厳しい県財政を考えると、県税等収入の確保は喫緊の課題であるが、現在進められている組織再編によ

(税務課)

県税における収入未済額の縮減対策について、次の事項について重点的な取り組みを行っている。

滞納処分の徹底

滞納が発生した場合には、電話催告、臨戸等により早期に滞納整理に着手し、速やかに滞納処分を行うこととし、差押処分は、債権、給料などの早期に換価、取り立てができるものを中心に実施している。

り債権回収が一段と困難になることが懸念されるので、適切な債権管理に努めるとともに、効率的かつ効果的な徴収対策を講じられたい。

また、年末12月を滞納整理強化月間として位置づけ、納税窓口の時間延長（5日間）、夜間の電話督促、夜間・休日臨戸徴収などを行い、県税収入の確保に努めている。

個人県民税の徴収対策

県税の収入未済額の約4割を占める個人県民税の徴収対策として、支庁、総務事務所では、平成13年度に策定した「個人住民税徴収対策実施要領」に基づき、管内の市町村と徴収対策会議を開催し、徴収計画の策定や徴収目標の設定などの徴収方針を決定し、市町村と連携して、共同催告、共同徴収などを効果的に実施し、税収確保に努めている。

納期内納付の促進

特に自動車税において、テレビ、ラジオ、新聞、ポスター、車内吊りポスター、のぼり、ホームページなどの各種の広報媒体を効果的に活用しながら、広報活動を積極的に行うとともに、納期限前の納税窓口の時間延長（3日間）や県内事業所への納期内納付の呼び掛け依頼を行って、納期内納付の促進と向上に努め、納税意識の高揚を図っている。

徴収対策担当組織の設置

平成17年度から、本庁に徴収対策を強化する室を、松江総務事務所に悪質・徴収困難事案を担当する特別滞納整理スタッフを配置し、累増する悪質・徴収困難事案に厳正な滞納整理を行い、収入未済額の縮減に努めることとしている。

（青少年家庭課）

母子・寡婦福祉資金の貸付けについては、貸付申請時の面接において借主・連帯借主に償還意識、連帯保証人に連帯保証意識を醸成させるよう努めている。

償還については、滞納発生の初期段階で電話等により早期納入を指導し、長期滞納者に対しては一斉催告等による催告状送付、面接指導等を実施し、収入未済額の縮減に努めているところである。

また、償還指導員（非常勤嘱託員）を平成14・15年度は松江健康福祉センターに2名、15・16年度は出雲健康福祉センターに2名配置し、夜間訪問等の償還指導を実施してきたところである。

平成17年度からは、貸付事務が本庁に集約されるが、償還指導員を本庁に2名（県東部・隠岐地域担当）、西部福祉事務所に2名（県西部地区担当）を配置し、訪問指導等により、引き続き収入未済額の縮減に努めていく

	<p>こととしている。</p> <p>(経営支援課)</p> <p>中小企業近代化資金貸付金については、貸付先の倒産等により、納入期限までに納付されなかったものであり、担保物件の処分・連帯保証人との交渉により、早期の回収に努めている。</p> <p>また、債権管理の嘱託職員を平成14年 7 月から配置するとともに、平成15年 3 月には債権管理マニュアルを策定するなど、債権管理体制を強化している。</p>
<p>13 資金の管理・運用について</p> <p>(1) ペイオフ対策について</p> <p>平成17年 4 月からペイオフが全面的に解禁されることとなっている。本年 8 月からは出納局で基金も含め一元的に資金運用を実施されているところであるが、現金が安全確実に保管・管理されるようペイオフ対策に万全を期されたい。</p> <p>(2) 資金運用利率について</p> <p>出納局で実施されている資金運用について、証書借入と相殺の預託は随意契約により預託先、預託利率が決定されているが、同時期に入札により決定された利率に比べかなりな低率となっている状況がある。</p> <p>については、証書借入相殺の預託における利率についても直近の入札利率を考慮して決定するよう努められたい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>厳しい財政状況等から、出納局においても、平成14年度から地方自治法で認められている基金現金の繰替運用制度を活用することによって、支払準備金の資金繰りに要する追加的財政負担を実質ゼロとしていたが、さらに、繰替運用事務のスピードアップ、効率化、さらに行政執行に必要な支払準備金の円滑な確保が求められる中で、平成16年 8 月から、基金所管課の理解を得て、繰替え運用可能な基金現金全額を出納局で一元的に運用することとした。</p> <p>この結果、煩雑な基金所管課と出納局間の事務を大幅に簡略化して事務の効率化を図るとともに、取引金融機関の経営安定や運用資金のロット拡大を背景にして、地方自治法において確実かつ有利な方法で保管しなければならないとされていることに留意しつつ、積極的かつ機動的運用に努め、従前より高い運用益を得ることが可能となった。</p> <p>こうした中で、公金の確実な保管のためのペイオフ対策として、庁内連絡体制を整備して全庁的な安全な公金管理を徹底し、金融機関の的確な経営状況の把握による運用金融機関の選別や、預金と借入金の相殺可能な証書借入の増額等に努めてきた。</p> <p>一方、制度融資預託金については、預託先金融機関が、制度利用者の取引先金融機関となることから、預託先金融機関の経営状況を全て把握することは困難であるため、ペイオフ対策として認められている「普通預金」に預託している。</p> <p>平成17年 4 月からのペイオフ全面解禁に向けての対策としては、起債においては証書借入を一層拡大し、別段預金の取り扱い、現状のとおり有利子とすることとし(直近の金融機関経営状況調査によれば、県内のほとんどの金融機関で、自己資本比率が 8 %を超えるなど、国の金融安定化策等を通じて、金融</p>

	<p>機関破綻の懸念が当面薄れていることなど)、 制度融資預託金については、有利子普通預金がペイオフ対象となることから、対象外として認められる「決済用預金」に移行する。</p> <p>なお、基金現金の一元的運用の中で支払い準備金の内、余裕資金については、定期性預金により積極的に運用する。</p> <p>また、ペイオフ対策と基金現金の一元的運用のいずれにおいても、取引金融機関の経営状況の把握が要であり、金融機関経営状況調査を、その信頼度の向上を一層図りながら、引き続き行う。</p> <p>証書借入見合の預託については、従前は、各基金所管課が、それぞれ金融機関と相対で金利決定していたが、結果的には、各金融機関の店頭金利に近い金利での決定がほとんどとなっていた。</p> <p>今回の出納局での一元的管理の実施後は、出納局が各金融機関に金利の提示をお願いし、提示金利の高い金融機関から預託額を決めることとしており、入札金利の水準に近づくよう努めている。</p>
<p>14 パソコンの単価契約について</p> <p>行政情報パソコンの購入については、情報政策課において各機関の購入台数をとりまとめ、年 3 回程度競争入札により単価契約を行っているが、それ以外に単独で情報政策課が契約した単価よりも倍以上高額な単価で購入している例が見受けられる。</p> <p>パソコンの購入については、原則として単独購入が行われられないよう、情報政策課と連携の上、出納局において用品としての調達を検討されたい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>意見のとおり、情報政策課と連携し、用品としての調達を検討したい。</p>
<p>15 公立高等学校の入学選抜について</p> <p>「島根県公立高等学校入学選抜実施要綱」においては、各県立高校における入学希望者のうち、県外からの入学希望者については 4 名以内が学校現場の判断で入学許可できるとされているところである。</p> <p>しかし、「県立」であるということにとらわれず、県立高校による地域の活性化という観点も踏まえ、特に、離島や中山間地域の県立学校においては、県外からの入学希望者の数について学校現場において柔軟な対応ができるよう検討されたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>県外からの生徒の受け入れについては、平成15年度入学選抜から、保護者が県内に在住しない県外からの志願者について、確かな身元引受人がある者は、当該志望校の入学定員内で、原則として 4 名以内を合格とできるものとしている。</p> <p>ただし、学校長が必要と認めれば、教育委員会と協議した上で、4 名を超えて合格とすることは可能である。</p> <p>なお、このことは、特定の高校に例外的に認めるものではない。</p>
<p>16 教育職員の適正配置・異動について</p> <p>本県教育職員の人事異動については、「島根県公立学校教育職員人事異動方針」に基づき、市町村立学校については平成12年度から「島根県市町村立学校教育職員人</p>	<p>(高校教育課、義務教育課)</p> <p>教育職員の人事異動については、「島根県公立学校教育職員人事異動方針」により、広地域の視野に立ち、適材を適所に配置するよう努めてきているところである。</p>

事異動方針細則」をもとに、また県立学校については平成15年 9 月に改訂された「島根県立学校教育職員人事異動方針細則」をもとに行われている。

しかしながら、一部の公立学校、とりわけ特殊教育諸学校や離島・中山間地域の諸学校において、中堅・ベテラン教員の配置や部活動指導教員の配置にバランスを欠いた学校運営を余儀なくされている事例が見られ支障を来している。

もともと、出雲地域、石見地域、隠岐地域それぞれの出身の教員構成がアンバランスであるという構造的な問題を抱えているところであるが、「出身」地域主義や「生活の本拠」主義の見直しや勤務年数のカウント方式はじめ、繁文縟礼に過ぎるそれぞれの「方針」・「細則」の見直しも含め、学校現場での教育職員の適性配置が可能となるよう検討されたい。

また、広く全県の立場から、出雲地域・石見地域・隠岐地域間あるいは都市部・中山間地・離島間において、教員の人事配置に偏りなくバランスのとれたものになるよう「人事異動方針細則」を定めている。

今回監査意見のあった点について検討を加えながら、今後とも学校現場での教育職員の配置がより一層適正なものになるよう人事異動を行いたいと考えている。

17 専門高校の産業教育実習設備・機器の改善について

専門高校の産業教育実習に使用されている設備・機器の中には、かなり老朽化したものが見受けられる。

生徒が卒業し就職したときに、初めて見る設備・機器に戸惑うことがないように、最新技術の基礎的知識や技術の習得に必要な教育設備・機器を整備し、多様化した社会のニーズに適応できる人材を育成する必要がある。

については、厳しい財政状況の中ではあるが、例えば同一機器が多数あれば、少なくともそのうちの 1 台は最新鋭のものを導入する等いろいろと工夫を凝らし、学校で実習した技術ができるだけ即戦力として役立つような環境整備を図られたい。

(教育施設課)

専門高校の産業教育実習に係る設備や機器については、情報化、国際化、技術革新の進展等時代の変化や、多様化した社会ニーズに適応できる人材を育成できるよう計画的な整備・更新に努めることとしている。

このような考え方にに基づき、老朽化や不足する設備については、各高校からの要望等を踏まえ、国庫負担事業による整備に併せ、県単独事業でも設備や機器の更新を図っているところである。

また、新学習指導要領に基づく先端技術の基礎的知識と技術の習得に必要な高度技術設備や情報機器については、すべての専門高校を対象に年次整備計画を作成し、計画的な更新に努めているところである。

しかしながら、監査意見のとおり急速な技術革新の中で、より高度な専門教育がこれまで以上に求められることから、今後より詳細な整備実態やニーズの把握、また導入にあたっての創意と工夫を凝らすことなどにより、魅力ある専門教育が提供できる教育環境の充実に努めることとしたい。

Ⅲ 企業会計

1 病院事業の運営について

(1) 中央病院

ア 診療科別原価計算の推進及び医師の人事評価制度の導入等について

「第 1 次経営健全化推進プラン」の中で平成15年度実施とした項目で取り組みがされていない診療科別原価計算の推進及び医師の人事評価制度の導入検

(中央病院)

ア 診療科別原価計算の推進については、その計算手法等に検討課題があり、また今後は、診療科別原価計算だけでなく部門別や疾病別などあらゆる視点からの原価分析が必要となるため、平成17年度において原価計算手法についての調査研究を進めていくこ

討等については、速やかに検討のうえ実施されたい。

また、推進プランの実施（目標）年度の見直しを行い、可能な限り早期実施に努めるとともに、これらの効果を盛り込んだ中期的な収支見込みを立てられたい。

イ 診療科別コスト計算に基づく経営分析の活用について

統合情報システムの活用による診療科別コスト計算に基づく経営分析の活用を確立し、診療科全体を通じた診療業務の合理化を実施されたい。

ウ 特命随意契約の見直し等による経費の節減について

委託契約や材料購入契約において、市場動向の調査や保守委託等に見られる特命随意契約の再検討等により、可能な限り競争入札を実施するなど競争原理を働かせ、さらなる経費の節減に努められたい。

エ 効率的な薬剤業務運営の検討による薬剤師の適正配置について

薬剤の院外処方への推進がされてきたが、一方、薬剤業務が服薬指導、薬歴管理業務など薬の適正使用を通じて患者の医療の質的向上と安全の確保を重視したものに变化してきているなかで、薬剤師の人員

ととしている。

また、医師の人事評価制度の導入については、平成16年度から島根県立病院新人事評価制度策定コンサルティングを開始したところであり、平成18年度導入に向けての準備を進めているところである。

経営健全化推進プランについては、今後策定予定の「第2次経営健全化計画」を受けて所要の見直しを行うこととし、可能な限り早期実施に努めるとともに、経営改善を図ることにより収支計画にも反映させる。

イ 原価計算については、平成18年度本格導入が見込まれる診断群分類（DPC）別包括評価への対応として、今後は、診療科別原価計算だけでなく、部門別や疾病別などあらゆる視点からの原価分析が必要となる。

また、これまでの診療科別原価計算は、計算手法等に検討課題があり、経営分析への活用が不十分であったため、その仕組みを見直し、「診療科」のみならず、「病棟」、「手術室」、「放射線」、「検査室」など様々な部門設定による部門別原価計算の仕組みの構築を目指し平成17年度は、部門別原価計算手法についての調査研究を進めることとしており、今後、原価計算システムの活用により、良質な医療を提供していくための徹底したコスト削減の実現を図る。

ウ 医薬品は、年2回の指名競争入札実施による契約のほか、市場価格を調査し、契約業者に対して値引き交渉を行い経費節減に努めている。

また、各種委託契約については、今後とも可能な限り指名競争入札の実施による競争原理の導入に努める。

なお、平成16年度契約からは、統合物流管理業務委託、清掃等環境衛生業務委託及び病棟寝具類・病衣・リネン賃貸借に係る契約についてもプロポーザル方式又は指名競争入札により、長期契約（3～5年）の締結を行い、経費節減に努めている。

エ 中央病院のような急性期病院での薬剤師業務は、調剤を中心とした基本的業務から、薬剤管理指導業務（服薬指導等）、医薬品情報提供業務薬物血中濃度モニタリング（TDM業務）など薬の適正使用を通じて、患者への医療の質的向上と安全確保を重視した業務へ变化してきている。

配置はいかにあるべきか効率的な業務運営のあり方を考慮の上検討されたい。

薬剤師の人員配置については、質的な面の確保と効率的な業務運営の観点から、適正な人員配置に努める。

(2) 湖陵病院

(湖陵病院)

ア 第 1 次経営健全化推進プランの見直し及びその実行について

ア 経営健全化については、「第一次経営健全化推進プラン」を平成16年 2 月に策定し、良質かつ効率的な医療の提供に努めている。

「第 1 次経営健全化推進プラン」は具体的方策を盛り込んだ内容となっていないので、人員体制を中心とした経費削減対策や増収対策、職員の意識改革等に関し、県計画を踏まえ具体的な金額・数値目標を設定し、早急に取り組まされたい。

プランに掲げている事項については既に着手しているところであるが、指摘のあった具体的方策については、達成目標をより具体化するために、本年度、院内に設置した「経営改善委員会」を中心として数値目標の検討作業等を行っており、重点項目については病院全体の数値目標を設定したところである。

また、収入の確保を図る観点から、各部門毎の業務目標について、具体的な数値目標を盛り込んだ診療行為の実施計画の策定作業を進めているところである。

経営健全化プランについては、島根県立病院第二次経営健全化計画や設定した数値目標を踏まえ、達成状況の管理や問題点・改善点の検証を行いながら、さらに実効あるプランにするため所要の見直しを行う。

イ 長期在院患者の退院促進及び福祉関係機関等との連携による社会復帰対策の推進について

イ 当院では「入院患者の早期退院や速やかな社会復帰」を目指して運営を行っており、そのために、平成14年度から 3 か年間、院内関係部門の連携・強化を図りながら「総合リハビリテーション・パイロット事業」を実施してきたところである。

平成15年度の平均在院日数で 3 年以上の入院患者が44.2%となっているので、今後も新規入院患者の長期化の防止と長期在院患者の退院促進に向けた努力を継続されたい。

特に、平成15年度からは早期退院支援ワーキンググループを中心として、6 か月以上の退院の意志がある長期入院患者を対象にした重点的な退院支援の取組も行っている。

また、長期在院患者の早期退院・社会復帰対策については、地域の福祉関係機関等との更なる連携のもと就労、復職、復学等につながるよう努められたい。

このような取組により、長期入院患者の患者構成が大幅に減少するなど、一定の成果を上げてきたところである。

今後も体制の整備と連携の強化を図り、引き続き取り組むこととしている。

また、患者の退院先については、通常、家庭や施設などであり、病院への外来通院などを通して、まずは病状の安定や回復を第一に考え、療養生活を送ることとしており、病状が安定したところで就労等の段階へ移行するなど、段階的な移行が必要である

ウ 新病院の病床数を考慮した職員の新たな配置計画の策定について

新病院の病床数を考慮した職員の新たな配置計画を策定し、今後、病床・病棟数の減床に合わせて、職員の定数削減を計画的・段階的に行われたい。

エ P F I 導入の効果を生かした新病院の経営計画の樹立について

新病院建設後は病床数の減少に加え、企業債の償還金、運営経費の増大等が予想される。また、一般会計からの負担のあり方も見直されるなど厳しい状況を踏まえ、償還計画や数値目標を設定し P F I 導入の効果を考慮に入れ、収支計画を含めた具体的な新病院の経営計画を早急に樹立されたい。

オ P F I 方式導入による新病院建設における受注事業者等との連携強化について

P F I 方式導入による新病院建設にあたっては、限られた予算の中、現場の意見を充分尊重し患者の立場に立った機能を備えるよう、事業者と緊密に連携するとともに外部の意見を聞きながら進められたい。

と考えている。

これを基本として、外来患者などについて、就労、復職等の相談に応じて、地域の福祉関係機関等との連携により支援していきたいと考えている。

ウ 当院では新病院移行に向けた減床計画を段階的に進めているところであるが、新病院の職員配置計画については、現在、次の点に配慮しながらその策定を急いでいるところである。

短期・集中的な治療の実施による早期社会復帰を目指す

早期退院を促進し、退院後の患者をフォローするとともに、新しい需要に対応するための外来機能の充実

社会復帰や地域ケアの支援の強化（具体的には、総合リハビリテーション室における地域との連絡、調整、連携機能強化）

多機能病棟、思春期病棟など病棟の専門化・機能分化

職員定数については、新病院の職員配置計画を着地点とし、計画的・段階的に見直しすることとしている。

エ 当院の経営計画については、「湖陵病院経営健全化プラン」に沿って進めているところであり、数値目標の策定等に努めつつ経営健全化に取り組んでいるところである。

P F I 事業の実施内容や事業費などについては、概ね目途がたったところであり、また、新病院の職員配置計画についても、早期策定する方向で検討作業中である。

P F I 導入効果を生かし、収支計画も含めた新病院の経営計画の樹立については、このたび策定された島根県立病院第二次経営健全化計画や県立病院経営健全化推進会議での協議を踏まえ、引き続き検討作業を進める。

オ P F I 方式による整備に関しては、現場や外部からの意見を踏まえ、患者の立場に立った機能を備えるよう入札において性能水準を要求した。提案の審査にあたっては、病院関係者や外部の有識者を含んだ P F I 事業審査委員会で内容を検討した結果、要求した性能水準を満たしているものと判断し、事業者を選定したところである。

今後、病院としても、選定事業者と緊密に連携で

(3) 病院全事業

ア 第二次経営計画の策定について

病院事業においては、平成15年度に「第一次経営健全化推進プラン」により経営健全化に取り組んできたが、今後、地方交付税等の大幅な削減により、県の財政状況が益々厳しくなる中で、更なる経営努力が求められている。

については、今後、病院の課題である職員の定数削減、部門別原価計算の推進等に更に積極的に取り組み、単年度の資金収支の均衡が図られるよう、第二次経営健全化計画を早急に策定されたい。

イ 未収金対策の推進について

医療費の未収金については両病院とも、長期滞納金が年々累増し、病院では対応要綱の策定や対策チームの編成等を行い電話督促や連帯保証人の設定等により未収金収納対策に努めているが、依然として長期滞納金は減少していない。

については、両病院の共通の課題として滞納者個々の実態把握に努めるなど実効性のある未収金対策に取り組まれない。

ウ 特殊勤務手当の見直しについて

きる体制を整え、整備を進めていきたいと考えている。

(医療対策課)

ア 県立中央病院及び湖陵病院においては、第一次経営健全化計画に基づき経営改善に努めた結果、計画の目標である平成18年度末の運転資金の確保は達成できる見込みとなった。

今後とも県立病院の役割を果たすためには、運転資金を継続的かつ安定的に確保することが重要であることから、単年度資金収支の均衡を図ることを目標とし、平成17年 3 月に第二次経営健全化計画を策定したところである。

平成16年度には臨床検査部門の業務内容と人員配置の見直しを行ってきたが、第二次計画の目標達成のため、今後とも、常に業務内容や執行体制を検証し、適正な人員配置に努める。

また、部門別原価計算の構築等についても引き続き積極的に取り組んで行く。

イ 未収金の発生を未然に防ぐため、入院の際に支払い誓約書の提出や連帯保証人をお願いをしている。

さらに、支払いが困難な患者に対しては分納の斡旋、高額療養費委任払制度や高額療養費貸付制度など諸制度の説明を行っている。

また、滞納となったものについては、電話での督促、督促状の送付、連帯保証人に対する請求などを実施し、未収金の徴収に努めている。

なお、引き続き対策チームにおいて課題を整理し、実施可能なものから順次実施していく。

特に湖陵病院については、精神疾患特有の病状から長期入院患者が多数おり、入院費もいったん未納となると長期化する傾向にある。

これら未収金が多額となった一部の患者については、その家族も含め面会時等に返済計画について話し合いの場を持つなどして、未収金の徴収に努めている。

しかし、患者及び家族への督促行為が診療予約のキャンセルなど治療上の信頼関係に影響するなど精神病院における債権回収の困難さもあるため、その対応については、個々の患者等の状況を十分把握し、病院全体で組織的に取り組むなど、今後も徴収体制の整備等を行いながら改善に向けて努力する。

ウ 特殊勤務手当については、引き続き見直しを行

平成15年度は、行政改革の中で諸手当の見直しに
取り組み、医師手当については改善されたが、その
他病院業務従事手当等の特殊勤務手当についても、
その必要性、支給額等について検討されたい。

エ 定員削減計画の策定による事務事業の効率化の推
進について

新行政システム推進計画の中で、中央病院におい
ても平成16年度に臨床検査技師や医療技術員などの
削減が行われた。

しかしながら、中央病院は更なる経営の安定化の
ために、湖陵病院は新病院開院を控え、定員削減に
よる経費節減は必要であるので、調理業務の外部委
託を含め、業務の効率化・事務事業見直し等によ
り、定員削減計画を策定し積極的に取り組まれた
い。

い、平成17年度から病院業務従事手当、看護業務従
事手当については廃止（看護業務従事手当について
は平成17年度は経過措置あり）することとしてい
る。

エ 平成16年度には臨床検査技師や医療技術員などの
見直しを行ったところであるが、今後とも業務の内
容や執行体制を検証し、適正な人員配置に努める。

また、湖陵病院においては、新病院の病床数、機
能に着目した職員の配置計画を作成することとして
いるが、新病院への段階的な移行措置として、平成
17年度から1病棟51床を閉鎖し、看護師数を削減す
ることとしている。

2 電気事業の運営について

(1) 適正な次期売電価格の設定について

今後とも電気事業を取り巻く環境は厳しさを増すも
のと予想されるので、事務事業の改善など徹底したコ
スト削減を行い、経営の効率化に努めるとともに、次
期（平成17年・18年）売電価格が本年度中に決定され
る見込みであるが、適正な利益の確保を目指して積極
的に働きかけられたい。

(2) 「洛中洛外図屏風」の賃借額について

島根県企業局40周年記念事業として地域振興に寄与
することを目的に購入した「洛中洛外図屏風（誓願寺
本）」を島根県立美術館に有償で貸し出し展覧に供し
ているが、県民に還元するという購入の趣旨に照ら
し、有償、無償を含めその適正なあり方について検討
されたい。

(企業局)

(1) 平成16年度から17年度において、企業局全事業に係
る経営計画の策定に取り組んでおり、電気事業の経営
効率化については、これに基づいて計画的に進めるこ
ととなる。

また、売電価格は、卸供給料金算定規則（通商産業
省令第107号）に則って、各年度ごとの費用、事業報
酬等を適正に見積り、電力会社との料金協議を経て売
電価格を設定している。

(2) 美術館でこの絵画を館蔵していることは、美術館と
しての評価が高まるとともに、不特定多数の県民に優
れた芸術の鑑賞機会を提供することにもなり、このこ
とは、地域文化の振興ひいては地域の活性化にも寄与
しているところであり、県民への還元もなされている
と考えている。

3 工業用水道事業の運営について

(1) 稼働中の施設の売水率向上について

稼働中の施設については、売水率の向上と一層の経
営の効率化、合理化が図れるよう引き続き努力する必
要があるが、既存企業からの新たな需要を掘り起こす
など、民間団体等の協力も得て需要増に向けたあらゆる
努力を傾注すること。

このため、知事部局と一体となって新たな水需要に
つながる企業の誘致戦略を検討されたい。

(企業局)

(1) 飯梨川工業水道については、給水先企業の節水等
により契約水量の減少が近年続いている中、人件費など
の固定経費の節減などにより収支均等の目途が立った
ので、向こう2年間現状維持の料金を考えている。

今年度は、水需要拡大のため、地元商工会議所等の
協力を得て、工業用水受水の可能性調査等を行うため
に、管路周辺の工場等の企業訪問等を行ったが、新た
な需要拡大となる企業はなかった。

また、江の川工業用水道の供給先である江津地域拠
点工業団地への用水型企業誘致については、引き続き
知事部局及び地元自治体と一体となって取り組んでい

(2) 的確な需要予測に基づいた公営企業としての適切な事業計画の策定及び事業の実施について

神戸川工業用水道建設事業は、平成23年度の供用開始に向けての事業計画を策定するとともに的確な需要予測に基づいた公営企業としての適切な事業計画を策定し事業を実施されたい。

きたい。

(2) 当事業の給水先は、出雲市西部地区、古志地区の既存企業及び出雲インター周辺の新規工業団地とする計画である。

今後の社会経済状況、新規工業団地の進捗状況、企業の動向や誘致交渉状況について、出雲市等と連携調整を行いながら、給水先や需要の把握に努めることとしている。

専用施設の整備については、需要がある程度明らかになってからとし、施設規模も需要に合わせ段階的に進めることも検討することとしている。

4 水道事業の運営について

(1) 施設の計画的な修繕、改良について

飯梨川水道事業は、順調な経営が続いているが、引き続き経営の効率化、合理化に努力しなければならない。その一方で、施設の老朽化、耐震化を含めた施設整備、河床の低下などの課題を抱えており、施設の改良・更新計画も見据えた経営を行われたい。

(2) 単価抑制と売水率向上について

江の川水道事業は、売水率の向上と単価抑制という大きな課題を抱えている。

このため、徹底した経費節減等単価低減につながる最大限の経営努力を行うとともに、売水率向上対策については、これまでも増して対策を講じられたい。

(企業局)

(1) 経営の効率化を念頭に置き、ライフライン施設の要所から効率的な施設整備を行うよう努めている。

なお、河床低下対策については、土木部による河川整備の協力を得ながら、集水埋渠等企業局所管設備の整備計画を立て、平成16年度において一部の工事を実施したところである。

(2) 各受水団体の水需要の実績は、減少傾向にあり、少子高齢化の進展などにより、需要拡大は極めて厳しい状況にある。こうした中、江津市の有福簡易水道において水質悪化により、数年後には上水への切り替えを行う予定である。

平成16年度から3か年の料金改定については、前期に比べ費用は減少したものの、申込み水量が減少(約3%)したため、従来の方法による費用積み上げでは単価は上昇すると見込まれ、旅費、備消費費及び研修費を10%カットし、前期料金と同程度とすることで受水団体の合意を得たところである。

また、今後、受水市町の人口減少が続き、使用水量の減少が懸念される中、平成23年度以降の資本費の急激な減少による料金の大幅な引き下げが可能となるまでは、不要不急の支出をさけることにより、料金の抑制に向けて経営努力を行っていききたい。

(3) 関係市町村の水需要に対応した適切な事業の実施について

建設中の斐伊川水道建設事業は、多額の投資を要する大規模事業であることから、割高な水道料金を招くおそれがあり、効率的な事業の遂行に努める必要がある。

そのため、一層の経費節減や適正な職員の配置などを行うとともに、関係市町村の水需要に対応した適切

(3) 水源に乏しく、水道用水供給事業に大きく依存している地域にとって、開発できる最後の水道事業である。

事業範囲が広く多額の事業費が必要であることから、再生資材の利用や他事業者との共同施工等を行いコスト縮減による事業費抑制に努めている。

平成23年度給水開始にあたっては、当面の需要に見合う施設整備にとどめ、その後は需要に応じた段階的

な事業実施を図られたい。	な施設整備を行うこととしている。
<p>5 宅地造成事業の運営について</p> <p>(1) 江島工業団地の売却の促進について 江島工業団地の当年度末の分譲率は80.8%となっているが、41,474㎡が未売却で残されているので、一層の売却の促進に向けて働きかけられたい。</p> <p>(2) 旭拠点工業団地の分譲促進活動について 旭拠点工業団地については、他用途利用への働きかけが行われたが、今後とも知事部局及び地元自治体と連携して、一層の売却の促進に向けて働きかけられたい。</p> <p>(3) 未処分利益剰余金の有効な活用について 未処分利益剰余金が、過去10年以上にわたって1億円を超える多額の資金が毎事業年度に処分されることなく翌年度に繰り越されてきているが、この有効な活用を図られたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>(1) 平成16年10月の江島大橋開通により、物流が格段に向上したことにより、分譲の引き合いが数件寄せられており、これをセールスポイントに知事部局及び地元自治体と一体となってより一層の売却の促進を行いたい。</p> <p>(2) 国が行う矯正施設の整備に向け、知事部局及び地元自治体と一体となって取り組んでいきたい。</p> <p>(3) 平成17年度当初予算において、未処分利益剰余金 5千万円を企業債償還財源に充当（一般会計繰出金の減）することとした。</p>
<p>6 企業局全事業の運営について</p> <p>(1) 「企業局あり方検討委員会（仮称）」の設置について 企業局の各事業の課題を整理し、そのあり方について、企業局経営計画策定会議で検討が進められているが、早急に外部の有識者を含めた「企業局あり方検討委員会（仮称）」を設置し、今後の企業局のあり方について抜本的な見直しを図られたい。</p> <p>(2) 人件費総額の抑制について 本県においては、新行政システム推進計画の具体的な取組として定員削減等が行われているが、企業局においてもその趣旨を踏まえ職員の定数削減など人件費総額の抑制について努力されたい。</p> <p>(3) 業務手当の見直しについて 企業局においては、特殊勤務手当として業務手当（日額）が全職員に支給されているが、この手当の支給については引き続きその必要性、支給額等について検討されたい。</p> <p>(4) 内部留保資金の活用について 企業債の償還については一部一般会計から毎年借り入れており、その借入金残高は、67億円余に達しているが、一方、当年度末現在、企業局全事業合計で36億円余の内部留保資金を保有している。 については、可能な限り一般会計から借り入れること</p>	<p>(企業局)</p> <p>(1) 企業局では、平成16年度から17年度において、中長期経営計画を策定することとし、平成16年度に既存事業毎に現状を把握し、課題の整理を行い、平成17年度に、外部の学識経験者による「企業局あり方検討委員会」を設置し、企業局のあり方について意見をいただき、17年度末に経営計画を完成することとしている。</p> <p>(2) 職員数の削減については、平成16年度において、本局 1 名、斐伊川水道建設事務所の本局開発課統合により 4 名の計 5 名の削減を行った。 今後とも、新行政システムの趣旨を踏まえた上で、企業局独自の取組としての経営の効率化・健全化に努めたい。</p> <p>(3) 業務手当については、平成16年度限りで廃止したところである。</p> <p>(4) 平成17年度当初予算において、内部留保資金約 5 億 3 千万円を企業債償還財源に充当（一般会計繰出金の減）したところである。 今後とも、電力料金の状況や電気事業の資金繰り等を勘案の上、可能な範囲で活用を検討したい。</p>

なくこの内部留保資金を活用されたい。

平成14年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況(16年度報告分)
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 県立学校教職員に対する謝金の見直しについて</p> <p>県立学校教職員が入学試験問題の作成・採点及び公開・開放講座等に従事する場合に県から支給される謝金については、支給対象業務及び支給金額等の明確な基準が設けられていないので、明確な基準等を作成し、統一的な事務処理を図られたい。</p> <p>また、教育職員が勤務時間内に行うこれらの業務に県から謝金が支給されているものがあるが、これについては廃止を検討されたい。</p>	<p>(総務課)</p> <p>指摘を受けて、大学に対して謝金廃止の検討を求めたところ、島根女子短期大学においては平成16年度から廃止した。県立大学においては現在も支給されており、大学設置者として、あらためて県立大学に対して謝金の支給廃止の検討を求めることとしたい。</p> <p>なお、看護短期大学においては従前から支給していない。</p> <p>(教育庁総務課、生涯学習課)</p> <p>県立学校において実施する学校開放講座に係る教育職員の謝金については、勤務時間外に実施する場合に限り支給することで、統一的な基準が定められ、平成16年4月1日より運用しているところである。</p> <p>また、謝金単価については、外部講師の単価及び他県の単価を勘案し、平成16年度から1時間2,000円の単価に引き下げて事務処理を行っている。</p>
<p>2 駐車場使用料の徴収について</p> <p>(1) 職員宿舎の敷地について、入居者が自家用車の駐車場として占有している実態があるが、貸付等県有財産管理上の手続きはなされておらず、使用料も徴収されていない。</p> <p>については、民間の状況及び県の収入確保の観点から、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。</p> <p>また、県営住宅についても同様な状況にあるので、他県の状況を参酌し、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。</p> <p>(2) 県の合同庁舎、集合庁舎及び松江警察署庁舎等以外にある地方機関に勤務する職員が通勤に使用している自家用車については、そのほとんどが地方機関の敷地に駐車されているが、使用許可の手続きはなされておらず、使用料も徴収されていない。</p> <p>については、使用許可の手続を行った上で、使用料が徴収されている庁舎に勤務する職員との均衡及び収入確保の観点から、使用料の徴収について検討されたい。</p>	<p>(管財課)</p> <p>県有財産の使用の適正な管理運営と公平な受益者負担の二つの観点から、そのあり方について広く見直しを図ることとして関係者との協議、規則改正等の手続きを急ぎ進めている。</p> <p>については、これらが整い次第使用料の徴収を開始することとしている。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>平成18年4月から県営住宅の駐車場について、駐車場利用者に対する共同施設としての使用許可と使用料を徴収する方向で、使用料の算定方法及び使用に対する許可手続きなどの管理方法等について検討しているところである。</p> <p>(高校教育課、福利課)</p> <p>県立学校の駐車場の使用料については、行政財産の使用という観点から、基本的には県立学校においても駐車場使用料を徴収する方向で検討する必要があると認識しているが、県立学校では自家用車の公務使用が認められており、通勤に使用されている自家用車の多くが公務に使用されていることなどの特殊性があり、こういった課題を整理した上で実施に向けて検討していきたい。</p> <p>教職員住宅の駐車場の使用料については、昨春以</p>

	<p>降、関係部局と調整しながら、駐車場の整備状況や駐車状況等の実態調査を実施してきたが、現在、国基準（国家公務員宿舎駐車場の基準）に準拠して、使用料を徴収する方向で具体的な準備を進めているところである。</p> <p>(警察本部会計課)</p> <p>県有財産の使用の適正な管理運営と公平な受益者負担の二つの観点から、そのあり方について広く見直しを図ることとして関係機関との協議、規則改正等の手続きを急ぎ進めている。</p> <p>については、これらが整い次第使用料の徴収を開始することとしている。</p>
<p>3 建設業に係る特定財源の早期確保について</p> <p>県収入の早期確保の対策とし、次の事項について対応されたい。</p> <p>(1) 建設事業に対する市町村の負担率は、現在9月議会で議決されるため、市町村負担金の収入が11月以降となっている実態がある。</p> <p>県の支出時期に対応した収入の早期確保を図る上から、負担率の決定が6月議会の議決となるよう検討されたい。</p> <p>(2) 公共事業に係る国庫補助金等について、県の支出時期に対応した請求を国等に対し速やかに行い、収入の早期確保を図られたい。</p>	<p>(農林水産総務課、土木総務課)</p> <p>(1) 6月議会における議案上程については、上程の前提となる市町村意見の聴取において、時期的な制約から概算(予算)事業費を用いることとなり、市町村同意後、事業費変動があり、市町村の財政見通し等に影響を与えることから、これを断念したい。</p> <p>したがって、事業費がほぼ固まる国内示後の数字により意見聴取を行い、9月議会上程とした。</p> <p>(農林水産総務課)</p> <p>(2) 収納時期については、「県営土地改良事業等に係る地元負担金の収納についての取扱方針」に基づき、地元負担金の70%を10月末日までに収納することとしており、引き続き早期収入確保に努めてまいりたい。</p> <p>(土木総務課)</p> <p>(2) 議決後、各土木事務所の収入手続き時期にばらつきが見られ、収入時期が遅れている点については、議決後速やかに収入調定が行われるよう事務手続きを改善するとともに、第1回の市町村負担金納入期限を全土木事務所で10月末に統一することとし、平成16年度から実施済みである。</p> <p>【平成16年度第1回負担金納入状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限内納付 44市町村 ・納期限後納付(納期限後1か月以内) 5市町村 ・未納付 0
<p>4 「島根県教育振興ビジョン」の地方分権化への対応について</p> <p>島根県総合教育審議会の「本県教育のあり方について」(中間まとめ)によると、地方分権推進に対応した教育委員会業務の方向性が示されていない。</p> <p>地方分権時代における島根県教育振興ビジョンの策定</p>	<p>(教育庁総務課)</p> <p>「しまね教育ビジョン21」は、教育の推進にあたって、県教育委員会が市町村や市町村教育委員会と相互に連携するためのよりどころとなるものと位置付けている。</p>

<p>に当たっては、市町村教育委員会の役割拡大とそれに伴う県教育委員会との関係についてあり方を示されたい。</p>	<p>教育委員会は、市町村教育委員会等と連携して施策推進のための体制づくりを進めることとしており、その中で、各市町村で地域の特色を生かした教育が推進されるよう支援を行うこととしている。</p>
<p>5 学校授業料未納対策の適正化について</p> <p>未納額が増加傾向にあるので、徴収マニュアルを作成し、的確な徴収に努められたい。</p> <p>また、半額免除及び徴収猶予の基準を明確にされたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>平成17年度中の運用に向けて徴収マニュアルを作成中である。</p> <p>また、授業料の減免等については、現在、定時(前期分、下期分の年2回)及び緊急(突発事由発生時)に全額免除措置のみを行っており、制度の安定的運用の見地から、「半額減免」及び「徴収猶予」は、中期的な課題として、その基準制定に向けて検討を行いたい。</p>
<p>II 企業会計</p> <p>(1) 診療科別コスト計算に基づく経営分析及び診療業務の合理化について</p> <p>(2) 新病院開設に向けての職員数の計画的削減について</p>	<p>(中央病院)</p> <p>原価計算については、平成18年度本格導入が見込まれる診断群分類(DPC)別包括評価への対応として、今後は、診療科別原価計算だけでなく、部門別や疾病別などあらゆる視点からの原価分析が必要となる。</p> <p>また、これまでの診療科別原価計算は、計算手法等に検討課題があり、経営分析への活用が不十分であったため、その仕組みを見直し、「診療科」のみならず、「病棟」、「手術室」、「放射線」、「検査室」など様々な部門設定による部門別原価計算の仕組みの構築を目指し平成17年度は、部門別原価計算手法についての調査研究を進めることとしており、今後、原価計算システムの活用により、良質な医療を提供していくための徹底したコスト削減の実現を図る。</p> <p>(湖陵病院)</p> <p>当院では新病院移行に向けた減床計画を段階的に進めているところであるが、新病院の職員配置計画については、現在、次の点に配慮しながらその策定を急いでいるところである。</p> <p>短期・集中的な治療の実施による早期社会復帰を目指す</p> <p>早期退院を促進し、退院後の患者をフォローするとともに、新しい需要に対応するための外来機能の充実</p> <p>社会復帰や地域ケアの支援の強化(具体的には、総合リハビリテーション室における地域との連絡、調整、連携機能強化)</p> <p>多機能病棟、思春期病棟など病棟の専門化・機能</p>

	<p>分化</p> <p>職員定数については、新病院の職員配置計画を着地点とし、計画的・段階的に見直しすることとしている。</p>
(3) 病院及び地方機関敷地内の駐車場使用料の徴収について	<p>(湖陵病院)</p> <p>一般会計では、総務部管財課で見直し検討中で、湖陵病院でも一般会計との均衡に配慮しながら検討を行っていく。</p> <p>(企業局)</p> <p>知事部局との均衡を図る上で総務部管財課等と協議しながら、徴収の方向で検討したい。</p>
(4) 職員宿舍敷地内の駐車場使用料の徴収について	<p>(中央病院、湖陵病院)</p> <p>一般会計にあわせて、徴収することとしたい。</p> <p>(企業局)</p> <p>知事部局との均衡を図る上で総務部管財課等と協議しながら、徴収の方向で検討したい。</p>
(5) 稼働中の施設の売水率向上と需要増等の県民に対する説明責任について	<p>(企業局)</p> <p>工業用水道の売水率向上と需要増等に向けた具体的な取り組みについては、企業局ホームページに掲載し、県民に説明を行っている。</p>
(6) 連結財務諸表、コスト計算書作成による県民への説明責任と経営改善への有効利用について	<p>(企業局)</p> <p>決算の公表にあたっては、ホームページを利用した公表を行っており、平成14年度決算及び15年度決算については、決算の概要に加え、連結財務諸表、コスト計算書、地方公営企業会計用語集などの内容としたところであり、今後も、経営に対する県民の理解が得られるように努めたい。</p>